

# 石造物紀年銘と古文書史料との関連について －来待神社を例として－

多久田 友 秀

## はじめに

石造物には年号や人名のほかさまざまな紀年銘をもつものが少なくない。しかし、これを文字史料として扱い、そこから情報を得ようとすると、直接に得られる内容は限定されていると言わざるを得ない。より多くの情報を獲得しようとする時、文献史料の利用が有効であるといえる。とくに編纂された典籍類ではなく、当時の現用文書として作成された古文書史料（第一次史料）との関連を考えたい。

本稿では、神社に所在する石造物紀年銘と古文書史料の関連からどのようなことが分かるのかを見てみたい。具体的には、宍道町史編纂室が史料調査に関わったもののうち、石造物紀年銘と古文書史料が最も豊富に存在する来待神社（島根県八束郡宍道町上来待）について述べる。まず、神社所蔵の古文書史料の概観、つぎに神社境内の石造物紀年銘を紹介した後、両者の関連から判明する遷宮に携わった石職人について若干の考察を試みることにする。

## 1. 来待神社所蔵の古文書史料について

### a. 来待神社所蔵史料の概要

平成9年7月29日、太田良治氏・狩野道彦氏の案内により、島根大学生物資源科学部助教授伊藤康宏氏および学生諸氏の協力を得て、同神社に所蔵されている文書を調査した。史料点数は、目録上で250点であった。

内容は、近世後期から昭和戦前期にかけての修復・造営および遷宮に関する文書が大半であった。近世後期から明治期にかけてはほとんどが遷宮史料であり、明治後期から昭和戦前期にかけては毎年の神社費などの帳簿類が残されている。このような修復・遷宮の経費の会計を行った帳簿類は町内の他の神社でも確認されており、当地域の神社所蔵文書として一般的なものと言える。

来待神社所蔵文書としては、これまで『八束郡誌』に天正19年（1591）の「神田寄進状」ほか9点の寄進に関する史料の存在が知られている。また、『雲陽誌』に天正8年（1580）宍道政慶上葺ほか正保までの棟札の存在が紹介されている。棟札については、後日改めて調査を行ったところ、正徳2年（1712）以降の棟札の存在が確認された。

### b. 来待神社の遷宮史料

来待神社所蔵の史料中、調査時に確認できた最も古い文書は天明8年（1788）7月5日「来海郷大森三社大明神修覆米錢諸入用算用帳」（目録番号3）である。翌寛政元年（1789）の正遷宮に先立って、修復にかかった費用を犬山清左衛門ほか西来海村・上来海村・東来海村の三来海村の村役人（庄屋・年寄）が立ち会って計算し、三村それぞれへ負担を割当てたものである。18世紀後半においても中世「来海庄」<sup>きまちのしょう</sup>域を含むと考えられる三カ村が共同で遷宮を行っており、費用の負担が分かる史料である。

また、続く文政期の遷宮においては、神社の祭祀方法をめぐる争論が発生しており、争論の決着後に議定書（文政4年（1821）4月「三来海惣社大森三社大明神宮論及差縫候処、取扱を以一統相治り候ニ付、御造営諸入用割合・遷宮式行列等万々議定、後年為証拠三来海取遣一札」（目録番号40）が作成されている。三来海における造営・上葺遷宮時の経費の負担方法、遷宮行列の順番を取り決め、犬山権十ほか三カ村の村役人が連署して間違いないことを確認している。

この他、寛政の遷宮と同様、文政元年（1818）から同6年（1823）までの造営・遷宮経費を書き留めた「来海大森三社大明神御造営・正外遷宮諸入用留帳」（目録番号7・10）等の史料が残されている。

参考として、明治前の遷宮で、史料の現存する年次および史料点数を挙げておく。

- ・寛政元年（1789） 2点（目録番号3の文書を含む）
- ・文政6年（1823） 16点（目録番号7・10・40の文書を含む）
- ・嘉永7年（1854） 15点

## 2. 来待神社境内の石造物紀年銘

来待神社の境内に足を踏み入れて気付くのは、灯籠や唐獅子の数の多さである。灯籠9基、唐獅子6体が所在している。刻まれた年号が時期的に集中しているのも特徴である。ここでは時期区分によって紀年銘を紹介し、文献史料から分かることについて補足する。表記は、個々の灯籠と唐獅子それぞれに番号を付し、「宍道町来待石製品データリスト」（本書P.34）の番号（NO.）を併記する。

### 第1期：寛政元年（1789）の遷宮のころ

境内には天明8年（1788）銘の灯籠が5基存在する。参道を本殿に向かって外側から取り上げると次の通りである。

灯籠1（NO.3、参道階段上右）：天明8年5月

「天明八年申五月吉日」「奉寄進 浜」「五百川捨八、坂本与兵衛、五百川惣四良、五百川伊三良、伊藤喜八、伊藤菊三良、五百川長兵衛、伊藤六兵衛、伊藤弥七」

灯籠2（NO.2、参道階段上左）：天明8年5月

「天明八年申五月吉日」「奉寄進 浜」「土江文七、伊藤孫兵衛、伊藤嘉助、伊藤儀藏、五百川丈助、伊藤亀吉、伊藤与三次、坂本坂松、赤坂祐吉」

灯籠3（NO.8、隨神門脇左）：天明8年9月

「天明八申九月」「奉獻 鏡分」

灯籠4（NO.9、隨神門脇右）：天明8年5月

「天明八歳申五月吉日」「奉寄進」

灯籠5（NO.16、本殿左後山腹の境内社左）：天明8年5月

「天明八 申五月吉日」「奉寄□」

灯籠1と2は対で献灯されている。2基の合計で18名の「浜」の寄進者名が記されている。天明8年「算用帳」（目録番号3）の村役人に該当する名前はなく、少なくとも当時の村役人以外の「浜」住人が献灯したものである。

### 第2期：文政6年（1823）の遷宮のころ

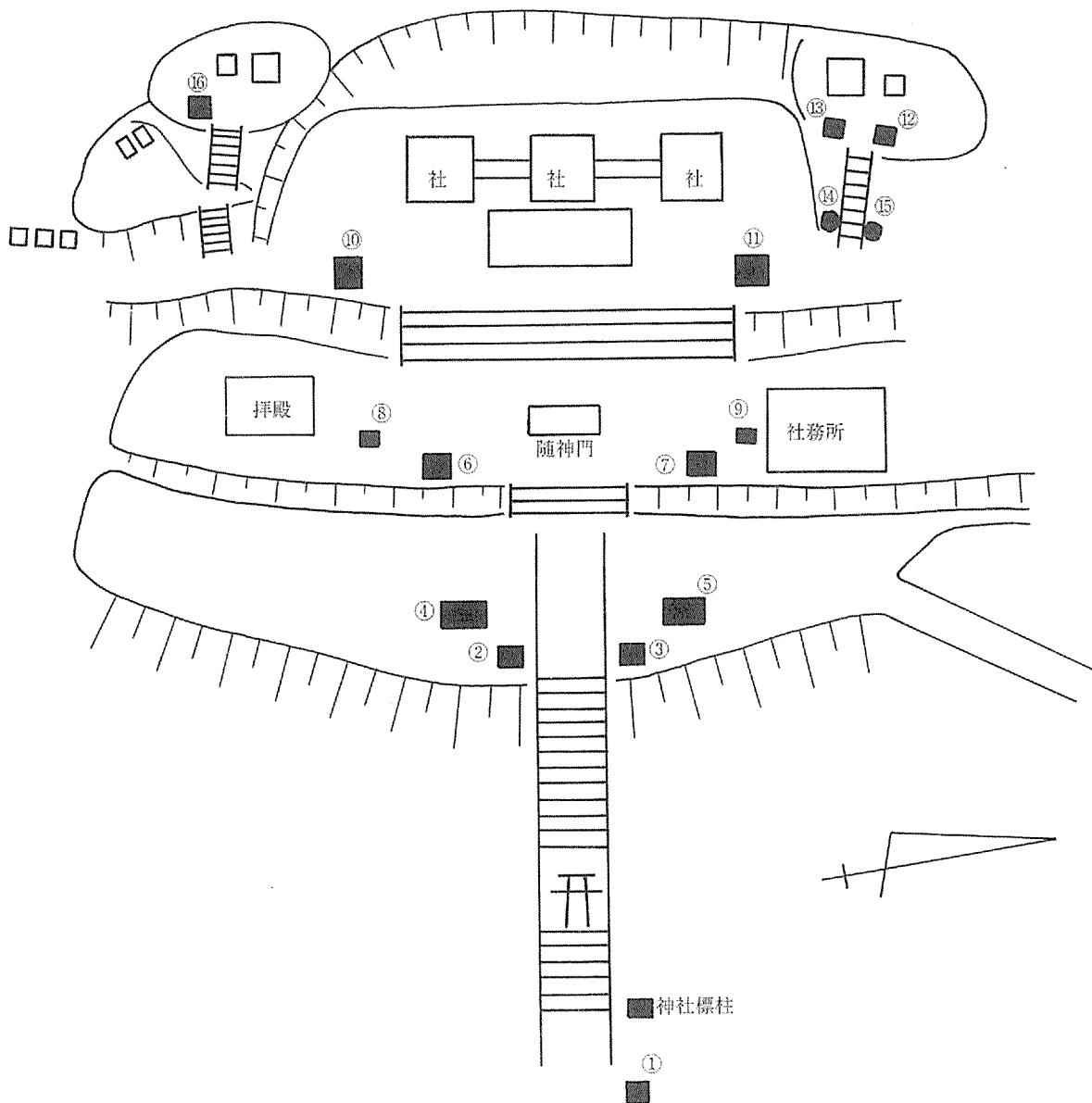


図1 来待神社所在の銘文入り石製品配置図（○番号はNo番号に一致、P 34～P 36）

①灯籠（明治18年）②③灯籠1、2（天明8年）④⑤唐獅子1、2（文政4年）⑥⑦唐獅子3、4（文政5年）  
 ⑧⑨灯籠3、4（天明8年）⑩⑪灯籠6、7（文政5年）⑫⑬灯籠8、9（文政8年）⑭⑮唐獅子5、6（安政3年）  
 ⑯灯籠5（天明8年）

文政4年（1821）から同8年（1825）にかけて唐獅子4体（2対）および灯籠4基（2対）が存在する。これも参道を本殿に向かって外側から順に取り上げる。

唐獅子1（NO. 4、参道階段上左）：文政4年9月19日

「文政四辛巳九月十九日 寺町石工林蔵作」「東来海村氏子中」

「石寄進 石屋中」

唐獅子2（NO. 5、参道階段上右）：文政4年9月19日

「文政四辛巳九月十九日 石工文助弥啓」「西来海村氏子中」

「石寄進 石屋中」

唐獅子3（NO. 6、隨神門脇左）：文政5年9月

「文政五年九月吉日」「東来海村長谷川權藏」  
唐獅子 4 (NO. 7、隨神門脇右) : 文政 5 年 9 月  
「文政五年九月吉日」「東来海村長谷川權藏」  
灯籠 6 (NO. 10、本殿脇左) : 文政 5 年 9 月  
「文政五壬午九月吉良日」「奉獻」「西來海村氏子中」  
灯籠 7 (NO. 11、本殿脇右) : 文政 5 年 9 月  
「文政五壬午九月吉良日」「奉獻」「西來海村氏子中」  
灯籠 8 (NO. 12、本殿右後山腹の社日塔右) : 文政 8 年 10 月 11 日  
「文政八年酉十月十一日」「奉獻」  
灯籠 9 (NO. 13、本殿右後山腹の社日塔左) : 文政 8 年 10 月 11 日  
「文政八年酉十月十一日」「奉獻」

唐獅子 1・2 にある石工については、古文書史料中に見つけることができなかった。他の文献史料等からの確認を待って考察したい。

唐獅子 3・4 にある「東来海村長谷川權藏」は、文政 4 年の議定書（目録番号 40）に「東来海村年寄權藏」の名があり、同一人と思われる。

第 3 期：嘉永 7 年（1854）の遷宮のころ

唐獅子 5 (NO. 15、社日塔石段下右) : 安政 3 年 10 月 10 日  
「安政三年辰十月十日」「高木□□、同恵市郎、同与三右衛門、同金五郎、(判読不能 5 名)、同丑松、土□□五郎、同松助、同儀市、出川□七、同勝五□、□□与右衛門、犬山五平、(判読不能 1 名)」

唐獅子 6 (NO. 14、社日塔石段下左) :  
「竹田善治郎、同貞治郎、同太蔵、狩野金次郎、同平吉、百合沢喜次郎、同和五郎、同太平、(判読不能 5 名)、吉岡徳右衛門、永原伊右衛門、□山甚右衛門、戸谷五郎兵衛」

この対の唐獅子 5・6 は風化が顕著で、文字の判読は全体的に困難であった。

### 3. 来待神社遷宮と石職人

一見して分かるように、灯籠および唐獅子の紀年銘は遷宮の時期に集中している。年次の点から、ほとんどが寛政元年（1789）および文政 6 年（1823）の遷宮に関連してのものと考えられる。遷宮史料中に灯籠や唐獅子の奉納に関する記事は見つけられないものの、これに関係したと思われる石屋や石切の記事は頻繁に登場する。神社の修復・造営において敷石や柱の礎石として来待石が使われており、これに関わって石屋や石切が参加している。唐獅子 1・2 には「石寄進 石屋中」の銘があり、造営に関係した石屋がこの石材となる来待石を寄進したことを見ている。

石職人（石大工）には大体「石工」「石切」「石屋」等の文字が用いられるとされる（伊藤菊之輔『出雲の石造美術』）。これについて、量的に豊富な文政期の遷宮史料の内、「来海大森三社大明神御造営・正外遷宮諸入用留帳」（目録番号 7・10）から記事を見ることにする。この史料には、造営の総経費（2262貫 759 文）の内訳として職人頭ごとの経費が記されている。「棟梁大工」「桧皮」の職人らとともに、「石屋肝煎長蔵・為四郎」と「松江石切肝煎文四郎」の名前が見られる。前述のように史料中に「石工」の記事は見られなかった。

石屋肝煎の記事をみると、午（文政5年）7月渡しで、石屋肝煎から入手した「八九石」「六七石」など8種の石代が、銭104貫405文となっている。さらに、未（文政6年）3月6日より8日まで「拝殿廻り土留燈籠口廻し等数々仕立入用」として銭1貫400文の石屋手間代（のべ7人）が記されている。石灯籠について触れているわずかな記事だが、これを一例として、石屋が単に石の加工・販売だけでなく普請にも携わっていたことが分かる。一方、松江石切肝煎についてみると、午（文政5年）8月に銭38貫573文が渡されている。「三社宮下柱下石並四ヶ所岸木石敷立手間」とあり、造営において社殿柱の礎石等の普請をした様である。

石屋も石切も共に職人頭の「肝煎」が仕事を請け負っていること、石材を扱うだけでなく普請も行ったことなど両者には共通点がみられる。石材採掘業者「石きり」と松江城下加工業者「石屋」の区別があったとされる（『宍道町誌』、『来待石の採石と加工』）が、活動の実体については、さらに検討が必要である。

### おわりに

来待神社所在の石造物紀年銘と古文書史料を照らし合わせ、この関連から分かることについて述べてきた。個々の石造物に刻まれた紀年銘のみでは情報量に限りがあるが、文献史料と照らし合わせることによって、より多くの情報を得られることが分かる。また、石造物に関する記事を古文書史料から拾ってみると、石職人にも「石屋」「石切」の別があることが分かる。それぞれにどのような身分規定の違いがあったのか、またどのように地域社会と関わったかなどの研究テーマが想起される。今後も石造物に関連する情報の入手に心がけ、このテーマについて考察を深めていきたい。

（宍道町教育委員会）

#### 〈参考文献〉

- 伊藤菊之輔『出雲の石造美術』
- 宍道町　『宍道町誌』
- 宍道町教育委員会『来待石の採石と加工』宍道町ふるさと文庫3
- きまち史話会『きまち書留帳』